

## EBPM 研究会設置要綱

令和5年5月29日  
こども家庭庁長官官房長決定  
令和5年6月21日  
一部改正  
令和5年9月12日  
一部改正

### 1 経緯

「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、こどもや若者の置かれている状況は多様であり、また、困難を抱える課題は複雑化、重複化していることから、今後のことども政策の推進に当たっては、こどもの意識やこども・家庭を取り巻く状況に関するデータ、こども・家庭を支援する機関や団体に関するデータ等を活用し、エビデンスに基づき多面的に政策を立案し、評価し、改善していくこととしている。また、こども基本法案に対する附帯決議においては、こどもに関するデータや統計の活用に当たっては、国際比較の観点も含め、政府全体として収集すべきデータを精査し、各府省庁が連携してデータを収集・分析する環境を構築することが求められている。

こうした経緯から、有識者からなる研究会を設置し、こども政策のEBPMの在り方について検討を行うとともに、各府省庁等が実施している、こども・若者に関する調査や統計について現状を把握し、国際比較の観点も取り入れながら、政府として必要なデータ・統計を整理する。

### 2 EBPM 研究会で議論する内容

- 1) こども政策のEBPMが目指す姿（仕組み、体制、整備すべきデータ）
- 2) 目指す姿の実現に向けた工程表
- 3) 今年度に先んじて取り組んだ事項の報告

### 3 研究会構成員

EBPM研究会は、EBPM研究会構成員（以下「構成員」という。）6人（別添）で組織する。また、研究会に座長を置き、構成員の互選により選任する。

なお、必要に応じて、専門的な事柄について助言するEBPMアドバイザーを研究会に参加させることができる。

本研究会の庶務は、こども家庭庁長官官房EBPM推進室（以下「EBPM推進室」という。）が行い、この要綱に定めるもののほか、開催に必要な事項は、座長がEBPM推進室と協議の上定める。

#### 4 その他

研究会は、非公開とする。研究会で用いた配布資料及び議事要旨は、研究会終了後、速やかに公表する。ただし、座長は、公表することにより公平かつ中立な議論に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができます。

## EBPM 研究会 構成員一覧

阿部 彩	東京都立大学人文科学研究科・教授 子ども・若者貧困研究センター・センター長
小林 庸平	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部経済政策部・主任研究員
貞広 斎子	千葉大学教育学部・教授
高橋 勇太	横浜市行動デザインチーム・代表 特定非営利活動法人 PolicyGarage・副代表理事
竹原 健二	国立成育医療研究センター政策科学部・部長、 成育こどもシンクタンク戦略支援室・副室長
中室 牧子	慶應義塾大学総合政策学部・教授 デジタル庁・シニアエキスパート (公財) 東京財団政策研究所研究主幹